

【ICTの導入支援事業】

1 対象事業者

(1) ICT機器の導入支援

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者

(2) AIカメラ等の導入支援

障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者

※岐阜市以外の県内に所在する事業所が対象です。

（事業所が岐阜市以外であれば、法人本部が岐阜市でもかまいません。）

※令和9年2月末までに事業完了(支払いまで完了)できるもののみ対象とします。

2 補助対象

(1) 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

(2) ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

(3) AIカメラ等

(4) 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）

(5) 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

3 補助基準額等

(1) 補助対象の基準額

全ての機器の合計額 100 万円/施設・事業所

(2) 補助割合

国：1／2 県：1／4 事業者：1／4

4 留意事項

- ・当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。
- ・(1) の情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。
- ・(2) のソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
 - ① 施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない

もの。複数のソフトウェアを組み合わせで一気通貫で行う場合も対象とする。)で行うことが可能となっているものであるもの。

- ②バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しないもの。複数のソフトウェアを組み合わせで一気通貫で行う場合も対象とする。）の環境が実現できるもの。
- ・（３）のA Iカメラ等の導入については、次の①から⑥の要件に該当する場合に対象とする。
 - ①防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。
 - ②居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たった場所等が撮影範囲となるように設置すること。
 - ③カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
 - ④利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
 - ⑤カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
 - ⑥撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。
- ・（４）の通信環境機器等及び（５）の保守経費等については、（１）の情報端末、（２）のソフトウェア、（３）のA Iカメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。
- ・インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。